

【投資家のみなさまへ】

マイナンバー提示のお願い

証券会社へのマイナンバーの

提示が法律で

義務付けられています!



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成 28 年 1 月 1 日より、新たに証券会社とお取引をされるお客様は、口座開設時にマイナンバー（個人番号・法人番号）を証券会社に提示していただく必要があります。また、既に証券会社でお取引をされているお客様も、マイナンバーを証券会社に提示していただく必要があります。

■ 個人番号とは…■

平成 27 年 10 月から、国民一人一人に市区町村から個人番号という 12 桁の番号が通知されます。
この番号は、社会保障・税・災害対策の行政手続きにおいて、国民の利便性の向上、行政の効率化や公平・公正な社会の実現のために使われます。
証券会社では、法律で定められた目的以外でこの番号を使用することや他人に提供することが禁じられております。
また、個人番号の取得や保管にあたって、厳格な管理態勢を整備することが求められております。

■ 法人番号とは…■

国の機関

地方公共団体

設立登記した法人

その他の法人等（一定の届出をした者などに限る）

平成 27 年 10 月から、13 桁の法人番号が指定されます。
法人番号をお持ちではないお客様は、法人番号を提示いただく必要はありません。

- ※ マイナンバーを提示いただく場合には、本人確認書類の提示などの手続きが必要となります。
- ※ 証券会社では、平成 28 年 1 月 1 日前からマイナンバーを収集することも認められております。
- ※ マイナンバー制度に関するご照会は、マイナンバーコールセンター（0120-95-0178）にお問い合わせください。また、内閣官房のホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>）ではマイナンバー制度について詳しく説明しています。
- ※ 個人番号を悪用した詐欺行為にご注意ください。不審な電話などがありましたら、証券会社又は警察にご連絡ください。

日本証券業協会

内閣官房

※ 本ポスターは平成 27 年 12 月現在の情報をもとに作成しています。